

17 障害者団体・ボランティア活動など

(1) 障害児・者団体

身 知 精

川崎市内の主な障害児・者団体

団 体 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	メール アドレス
公益財団法人 川崎市身体障害者協会	210-0834	川崎区大島 1-8-6	244-3975	246-6943	
川崎市育成会手をむすぶ親の会	213-0011	高津区久本 3-6-22	812-2966	813-1216	
川崎市脳性マヒ者協会	214-0014	多摩区登戸 2980 ひまわり荘 101 松浦方	599-0355 (自宅)	F A X 兼用	hiro0828ake @outlook.jp
川崎断酒新生会	213-0026	高津区久末 439-10	090-4009-1718	751-6108	
特定非営利活動法人 川崎市ろう者協会	211-0037	中原区井田三舞町 14-16 川崎市聴覚障害者情報 文化センター内		752-5559	kawasaki.deaf. association @gmail.com
公益財団法人 神奈川県社会復帰援護会	211-0034	中原区井田中ノ町 41-7	751-2756	789-9749	kengokai.honb u@gmail.com
全国脊髄損傷者連合会川崎協会	212-0003	幸区小向町 15-13	511-7009 (自宅)	511-4580	
特定非営利活動法人川崎市精神 保健福祉家族会連合会あやめ会	213-0011	高津区久本 3-6-22 地域福祉施設ちどり内	813-4555	F A X 兼用	ayame @iris.ocn.ne.jp
特定非営利活動法人 川崎市障害福祉施設事業協会	213-0011	高津区久本 3-6-22 地域福祉施設ちどり内	829-6610	829-6620	info@shoshikyou. or.jp
特定非営利活動法人 川崎市視覚障害者福祉協会	210-0026	川崎区堤根 34-15 川崎市視覚障害者情報 文化センター内	222-1611	222-8105	
川崎市オストミー協会 (人工肛門・人工膀胱)	210-0833	川崎区桜本 3-23-3- 310	288-4207 (自宅)		shihoyuka210 0833@ae.auon e-net.jp
特定非営利活動法人 川崎市中途失聴・難聴者協会	211-0037	中原区井田三舞町 14-16 川崎市聴覚障害者情報 文化センター内		753-0596	
川崎市肢体不自由児者 父母の会連合会	214-0014	多摩区登戸 855-5	900-2786 (自宅)	F A X 兼用	
一般社団法人川崎市自閉症協会 (川崎市自閉症児者親の会)	210-0844	川崎区渡田新町 2-2-20-504	080-1172-6864 (事務局)	280-7392	kawasaki- kusabuenokai @nifty.com
特定非営利活動法人 川崎地域腎臓病連絡協議会	210-0024	川崎区日進町 7-1 川崎日進町ビル 6 階 川崎クリニック内	246-4405	F A X 兼用	

障害児・者団体の地域活動

各障害児・者団体は様々な地域活動を行っています。主な内容は以下のとおりです。

- (1) 川崎市育成会手をむすぶ親の会
 - ア 保護者・家族等研修事業（講演会、研修会、勉強会）
 - イ 海水訓練・緑陰訓練事業
 - ウ 啓発活動（知的障害疑似体験キャラバン隊）
 - エ 本人の会
 - オ ふれあい製品振興事業（協力）
 - カ 心身障害児者福祉大会
 - キ 心身障害者二十歳を祝う会
（カ・キは自閉症児親の会、肢体不自由児者父母の会連合会も参画）
- (2) 特定非営利活動法人 川崎市障害福祉施設事業協会
 - ア 手をつなぐフェスティバル
 - イ 苦情解決支援事業（第三者委員会）
 - ウ 障害者施設共同受注窓口組織事業（しごとセンター）
- (3) 一般社団法人 川崎市自閉症協会（川崎市自閉症児者親の会）
 - ア 自閉症福祉対策・保護者研修事業（講演会、研修会、勉強会）
 - イ 世界自閉症啓発デー啓発イベント
 - ウ 自閉症児・者作品展
 - エ 体育訓練会、生活訓練会
 - オ ペアレントメンター事業
- (4) 川崎市肢体不自由児者父母の会連合会
 - ア 肢体不自由児者生活指導訓練事業
 - イ 肢体不自由児者父母の会活動事業
 - ウ 障害児相談事業
- (5) 特定非営利活動法人川崎市精神保健福祉家族会連合会あやめ会
 - ア 心の健康相談事業
 - イ 家族学習会
 - ウ ソーシャルスキルトレーニング研修会
 - エ 公開講座

（２）ボランティア活動

かわさき市民活動センター

ボランティアや市民活動団体に対する中間支援組織として、市民活動の推進と地域の活性化を図るため、助成金の交付、情報提供、人材育成、相談事業、活動拠点の提供などの事業を行います。

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	もよりの駅・バス停
かわさき市民活動センター	211-0004	川崎市中中原区新丸子東 3-1100-12	430-5641	430-5577	J R 線・東急線 武蔵小杉駅

ボランティア活動振興センター（川崎市社会福祉協議会）

ボランティア活動に関心のある方などに対し、ボランティア活動に関する相談・情報提供、福祉教育の推進などを行います。

※受付時間は、月曜～金曜 午前 8 時 30 分～午後 5 時（祝日、年末年始を除く）

名 称	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	もよりの駅・バス停
ボランティア活動 振興センター	211-0053	中原区上小田中 6-22-5 川崎市総合福祉センター6階	739-8718	739-8739	J R 線 武蔵中原駅

（３）その他

身 知 精

川崎市心身障害者福祉事業基金（ふれあい基金）

市民と川崎市が共同して基金を設立・運用し、市内の社会福祉法人又は団体が実施する在宅の心身障害者福祉関係の事業に助成することで、福祉の向上を図ります。補助金の申請募集を行う際は市のホームページに掲載します。

基金の申込み・お問い合わせ 健康福祉局 障害者社会参加・就労支援課
電話：200-2928 FAX：200-3932

身 知 精

サポートカード

利用できる方 … 発達障害（自閉症、注意欠陥多動性障害、学習障害等）や発達特性に応じたサポートが必要な方とご家族

内 容 … 日常生活のさまざまな場面で困ったときに、本人の特性等を周囲の方にわかりやすく説明できるカードです。

ホームページ … <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000076259.html>

窓 口 … 発達相談支援センター（21 ページ参照）、各区役所地域みまもり支援センター（13 ページ参照）、総合リハビリテーション推進センター各地域支援室（17 ページ参照）、各子ども発達・相談センター（20 ページ参照）、各地域療育センター（20 ページ参照）、総合教育センター特別支援教育センター（71 ページ参照）

福祉サービス第三者評価について

福祉サービス第三者評価は、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることや、利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としています。評価にあたっては、事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が評価調査票を用いて調査を行い、事業者の提供する福祉サービスを専門的かつ客観的な立場から総合的に評価をしています。受審している施設の結果については「かながわ福祉サービス第三者評価推進機構」のホームページで確認できます。

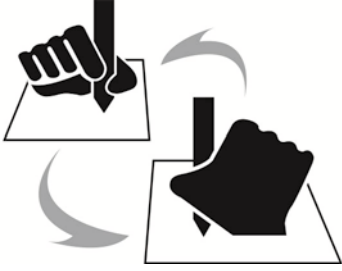
URL：<http://www.knsyk.jp/c/3hyouka/eec0bc1de284ceff282e8f92eee1fd01>



障害者に関するマーク

街で見かける障害者に関するマークについては、主に次のようなものがあります。
皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

名称	概要等	連絡先
【障害者のための国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 このマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解・ご協力をお願いします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。 特に車椅子を利用する障害者に限定し、使用されるものではありません。	財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 TEL：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523
【身体障害者標識】 	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL：03-3581-0141(代)
【聴覚障害者標識】 	普通自動車免許（第1種）を受けた方で、補聴器を用いても10mの距離で90デシベルの警報音の音が聞こえない方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については義務付けられています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。 ※平成20年6月1日より	警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課 警察庁 TEL：03-3581-0141(代)

名称	概要等	連絡先
【盲人のための国際シンボルマーク】 	世界盲人連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーについて考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 TEL：03-5291-7885
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表す国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむるなど、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 TEL：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046
【手話マーク】 	きこえない・きこえにくい人が手話言語でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話言語による対応ができるところが提示できます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「手話言語で対応をお願いします」の意味、窓口等が提示している場合は「手話言語で対応します」等の意味になります。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL：03-6302-1430 FAX：03-6302-1449
【筆談マーク】 	きこえない・きこえにくい人、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが提示できます。 きこえない・きこえにくい人等がこのマークを提示した場合は「筆談で対応をお願いします」の意味、窓口等が掲示している場合は「筆談で対応します」等の意味になります。	一般財団法人全日本ろうあ連盟 TEL：03-6302-1430 FAX：03-6302-1449

名称	概要等	連絡先
【ヘルプマーク】 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が開発したマークです。 ヘルプマークを身につけた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。	健康福祉局障害者社会参加・就労支援課 TEL：044-200-2676 FAX：044-200-3932
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬は体の不自由な方の体の一部となって働いており、ペットではありません。社会のマナーなどについても適切に訓練され、衛生面でも適切に管理されています。 店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いします。	厚生労働省社会・援護局自立支援振興室 TEL：03-5253-1111(代) FAX：03-3503-1237
【オストメイトマーク】 	オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工ぼうこうを造設している排せつ機能に障害のある障害者のことをいいます。 このマーク（JIS Z8210）は、オストメイトの為に設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。 このマークを見かけた場合には、身体内部に障害のある障害者であること及びその配慮されたトイレであることをご理解の上、ご協力をお願いします。	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団 TEL：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674

名称	概要等	連絡先
【ハートプラスマーク】 	「身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、ぼうこう・直腸、小腸、免疫機能、肝臓機能)に障害がある方は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話の使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用している方を見かけた場合には、内部障害への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 TEL：080-4824-9928

※ 市内の障害福祉サービス事業所一覧はホームページに掲載しております。

障害福祉サービス事業所 <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000022092.html>
グループホーム <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000022106.html>

※ 市内の社会福祉法人一覧はホームページに掲載しております。

健康福祉局所管社会福祉法人 <https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000141236.html>